

第 55 期熊本地方最低賃金審議会
熊本県特定（産業別）最低賃金
令和 7 年度第 1 回
熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金
専門部会議事録

- 1 日 時 令和 7 年 10 月 7 日（火） 10 時 00 分～12 時 00 分
2 場 所 熊本地方合同庁舎 A 棟 1 階 記者会見室
3 出席者

（公益代表委員） 倉田委員、諏佐委員、本田委員

（労働者代表委員） 宇土委員、加藤委員

（使用者代表委員） 岩永委員、小島委員、田尻委員

【事務局】 齊藤労働基準部長、清水賃金室長、佐藤室長補佐、中野専門監督官、堀田専門監督官

4 議 題

- （1） 部会長、部会長代理選任
- （2） 当専門部会の公開について
- （3） 最低賃金に関する基礎調査結果の概要等
- （4） 基本的見解の表明
- （5） 金額提示（金額審議を含む）
- （6） その他

5 議事内容

補佐

ただ今から、令和 7 年度第 1 回熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金専門部会を開催します。

なお、今後の審議におきましては、この専門部会の名称を「輸送機械専門部会」と略称させていただきますことを御了承願います。

まずは定足数の報告です。本日の委員の出席は、公益代表委員 3 名、労働者代表委員 2 名、使用者代表委員 3 名で、委員総数 9 名中 8 名の委員に御出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項、委員の 3 分の 2 以上又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員の各 3 分の 1 以上の出席が必要の定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることを御報告申し上げます。

続きまして、意見聴取に関する公示についてです。事務局では、最低賃金法第 25 条第 5 項に基づきまして、熊本県特定最低賃金の改正決定に係る関係者労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示を行いました。意見書の提出はございませんでしたので併せて御報告致します。

次に、本日の資料についてです。資料1から資料8までと、参考資料1から4までを用意しておりますのでお手元を御確認ください。もし不足がある場合は後程でも結構ですのでお申し付けください。

次に公開についてです。資料2を御覧ください。熊本地方最低賃金審議会最低賃金専門部会第7条第1項により、当専門部会は原則として公開することとなっております。本日は、一般の方から1名、報道機関から1名の傍聴の申込がっておりますので御報告いたします。

続きまして委員の任命についてです。熊本県特定（産業別）最低賃金専門部会は、資料1にあります最低賃金法第25条第3項、最低賃金審議会令第6条各項及び資料2にあります熊本地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第3条に基づき、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の計9名で構成することとなっております。令和7年度の輸送機械専門部会の委員を任命するに当たり、資料1にあります最低賃金審議会令第3条に基づき、熊本労働局長が候補者の推薦公示を9月22日から10月2日まで行ったところ、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の候補者の推薦がありました。この方々に公益代表委員から推薦された候補者3名を加えた計9名について、熊本労働局長により令和7年10月6日付けで任命させていただきました。

お手元に人事異動通知書をお配りしておりますので御確認ください。それと、資料3を御覧ください。令和7年度輸送機械専門部会委員の名簿になります。名簿及び人事異動通知書に万が一、不備等がございましたら、事務局まで御連絡ください。

それでは、本日お集りの委員の皆様をこの委員名簿に沿って、御紹介させていただきます。

公益代表委員から、倉田委員です。

（倉田委員：倉田です。どうぞよろしく願いいたします。）

諏佐委員です。

（諏佐委員：諏佐でございます。よろしく願いいたします。）

本田委員です

（本田委員：本田です。よろしく願いいたします。）

労働者代表委員、宇土委員です。

（宇土委員：宇土です。よろしく願いします。）

加藤委員です。

（加藤委員：加藤です。よろしく願いします。）

馬場委員です。

馬場委員におかれましては、本日は日程が合わず、出席が叶いませんでした。

続きまして、使用者代表委員です。岩永委員です。

（岩永委員：よろしく願いいたします。）

小島委員です。

（小島委員：小島です。よろしく願いします。）

田尻委員です。

（田尻委員：田尻です。よろしく願いします。）

皆様よろしく願い申し上げます。

それでは、会次第に沿って進めさせていただきます。

議題1「部会長及び部会長代理の選出」です。資料1を御覧ください。最低賃金法第24条第2項に「会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する」とされており、第25条第4項において、前条（第24条）の規定は、専門部会について準用するとあります。従いまして専門部会長は、公益を代表する委員のうちから委員が選挙することとなります。事前に開催しました公益委員の打合せで、部会長候補に諏佐委員が推薦され、また、部会長代理候補に倉田委員が推薦されています。

まず、部会長の選挙から行います。部会長を諏佐委員とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございます。全会一致により諏佐委員が部会長に選出されました。続きまして、部会長代理を倉田委員とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございます。全会一致により倉田委員が部会長代理に選出されました。それでは、輸送機械専門部会長に選出されました諏佐部会長から御挨拶をいただき、以後の議事進行を部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

部会長

改めまして、熊本大学の諏佐と申します。今年度初めて部会長をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

特定最低賃金は、労使お互いの協議によって決まっていくというのが原則になっておりますので、是非、積極的に交渉を進めていただきますようお願いいたします。輸送の部門の特定最低賃金というのは、他県でも特に自動車産業と、熊本県では造船業界が係わってきています。自動車業界はトランプ関税等の影響も騒がれたところですが、一応は15%ということで決着して、それなりに利益は取れる見通しだというようなことも報道されておりますし、或いは造船業界、ジャパンマリンユナイテッドは、今年の3月期の決算で前年比の5倍の利益が出ているというような報道もされております。確かに自動車業界はトランプ関税でいろいろありましたけれども、それでも全産業の中でも、やはり一番多い利益を得ている業界ということで、今年の3月末にも言われておりますし、日本を代表する産業のひとつが自動車産業ですので、是非、積極的な御議論をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

補佐

それではカメラ撮りはここまでとさせていただきます。

部会長

それでは審議に入ってまいりたいと思います。お手元の会次第を御確認ください。

(2)「当専門部会の公開について」ということですが、審議に先立ちまして、この部会の公開・非公開の取扱いを決めてまいりたいと思います。お手元の資料2の専門部会の運営規程を御覧ください。運営規程の2ページ目になりますが、先ほども出てきましたけれども第7条の第1項において当専門部会は、原則として公開することになっておりますが、但し書きで、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は、率直な意見

交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開にすることができると定められております。

特定最低賃金の調査審議においては個別企業の話もたくさん出てまいりますので、個別企業や団体の権利利益が侵害される恐れがありますので、この運営規程第7条第1項に基づきまして非公開という扱いにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員全員 異議なし)

よろしいですか。では非公開という扱いが決まりましたので、今回と今後の審議におきましては非公開でさせていただきます。

大変申し訳ありませんが傍聴の方につきましてはここまでとさせていただきます。申し訳ありません。

事務局は御案内をお願いします。

(傍聴人 退室)

以降、非公開